

## ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型) 最近の基準価額の動きと今後の見通し

2016年2月1日

《基準価額・純資産の推移》

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

2016年1月29日現在

基準価額	10,224 円
純資産総額	4,600億円

当初設定日(2006年6月12日)～2016年1月29日



基準日(2016年1月29日)現在の信託報酬は、純資産総額に対して年率0.324%(税込)です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

### 期間別騰落率

期間	ファンド
1カ月間	+1.0%
3カ月間	+1.4%
6カ月間	+2.1%
1年間	+1.5%
3年間	+6.0%
5年間	+11.1%
年初来	+1.0%
設定来	+23.1%

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

### 《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

決算期(年/月)	分配金	分配金支払後基準価額
第1～102期 合計:	1,675円	
第103期 (15/02)	20円	10,216円
第104期 (15/03)	20円	10,159円
第105期 (15/04)	20円	10,215円
第106期 (15/05)	20円	10,163円
第107期 (15/06)	20円	10,097円
第108期 (15/07)	20円	10,116円
第109期 (15/08)	20円	10,114円
第110期 (15/09)	20円	10,136円
第111期 (15/10)	20円	10,135円
第112期 (15/11)	20円	10,115円
第113期 (15/12)	20円	10,114円
第114期 (16/01)	20円	10,148円
分配金合計額	設定来: 1,915円 直近12期: 240円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00～17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## 【ファンドの運用状況】

「ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)」の基準価額は、基準日(2016年1月29日)時点で10,224円となっております。過去1年間(2015年1月末から基準日まで)の分配金再投資基準価額の騰落率は+1.5%となっております。

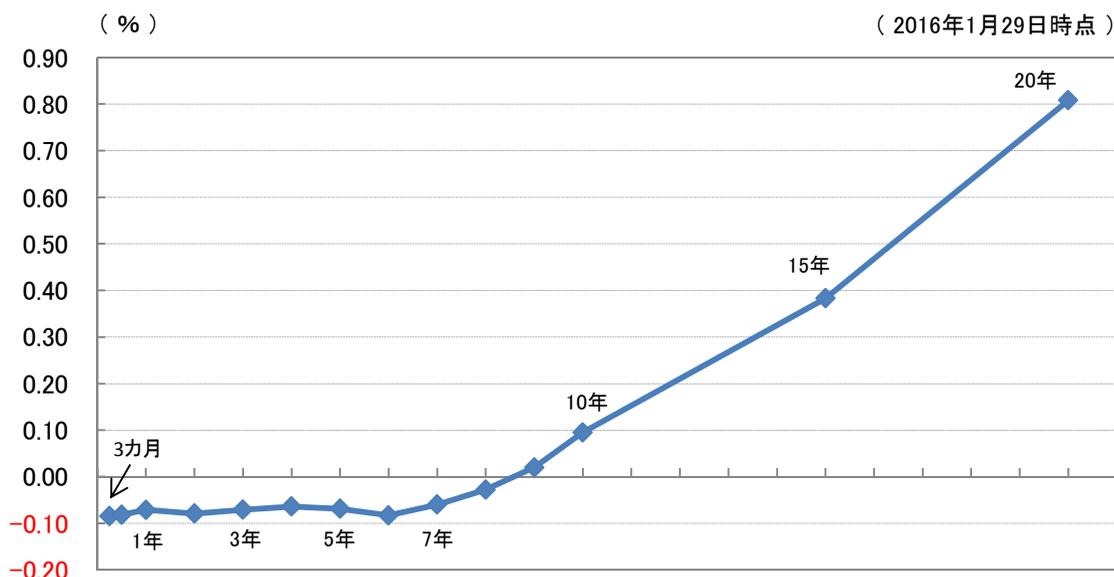
基準価額の主な上昇理由は、長期金利が低下したことによるものです。1月29日時点の10年国債利回りは0.10%程度となり、昨年1月末時点の0.28%程度から約0.18%ポイント低下しました。このような金利低下の結果、当ファンドのポートフォリオで保有する日本国債が値上がりしたため、基準価額が上昇しました。

## 【日銀のマイナス金利導入における当ファンドへの影響】

1月28日～29日に開催された金融政策決定会合において、日銀は新たに「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入しました。現段階においてマイナス金利の適用自体は、金融機関が保有する日銀当座預金の一部に限られることとなっていますが、マイナス金利の導入は国内債券市場にとって大きなサプライズであったことから、政策変更の発表後は全ての年限で急激な金利低下が起きました。残存8年程度の国債まで利回りがマイナスとなったほか、10年国債の利回りは過去最低を大きく更新して0.10%近辺まで低下しました。

こうした金利低下の結果、当ファンドにおいても保有する日本国債が大きく値上がりし、基準価額は前日に比べて75円上昇するなど、現時点において当ファンドにはポジティブな影響となりました。その反面、当ファンドのポートフォリオの利回りは0.1%を下回る水準まで低下しており、将来獲得できるインカム収入の水準も減少することが想定されます。

### (参考) 日本国債のイールド・カーブ (3カ月～20年)



(出所)ブルームバーグより大和投資信託作成

## 【今後の見通し】

国内の経済環境につきましては、明確な景気のけん引役が存在しない状況が続いている上に、中国の経済成長鈍化など海外経済の不透明感がリスク要因となっており、景気回復のスピードは今後も緩慢な状況が続くものと想定しています。また、物価動向につきましては、昨年までのエネルギー価格の下落の影響が一巡してることから、消費者物価指数の前年比上昇率はプラス圏での推移が続く見込みです。

ただ、足元では原油価格や資源価格の弱含みが続いているほか、春闘などにおける賃上げの勢いも鈍化しつつあるため、物価上昇率が日銀の目標である前年比プラス2%の水準に達するには相当に時間を要するものと考えています。こうした経済環境の下で、日銀がこれまで通り巨額の国債買い入れを継続するとともに、政府は税収増などに伴って2016年4月以降に国債の発行額を削減することとなっており、日本国債の需給は逼迫した状況が続く見込みです。

日銀によるマイナス金利導入の国内債券市場への影響につきましては、現時点では全くの未知数といえます。今回導入した「階層構造方式」のマイナス金利につきましては、スイスやスウェーデン、デンマークでの採用実績がありますが、いずれの国も日本と比べて経済規模も債券市場の規模も小さいため、これらの国の先行事例を直接的に参考にするのは難しいと考えております。そもそも、日銀は今回の政策変更により、従来の「量的・質的金融緩和」と「マイナス金利」を両立させることを目指していますが、これには根本的な問題点が残っているといえます。前者が目標とするマネタリーベースの年間約80兆円の積み上げは、金融機関が保有する日銀当座預金の増加によって支えられており、日銀当座預金の一部にマイナス金利が課されると、金融機関の日銀当座預金残高が増加しなくなることも考えられます。

当面はマイナス金利が課される金額が小さいため、金融機関の収益に与える影響も小さく、「量的・質的金融緩和」と「マイナス金利」の両立は可能ですが、マイナス金利が課される金額は時間の経過とともに大きくなることから、長期的には両立が難しくなると考えられます。金融機関にとっては日銀当座預金という安定的な運用先が失われると、日銀が実施する長期国債や国庫短期証券の買い入れに応札する意欲が低下するため、「量的・質的金融緩和」が円滑に遂行できない可能性が高まります。このように、マイナス金利の導入は不確実要素が大きいと、当面の国内債券市場は非常に値動きの荒い展開となることも想定され、2013年4月に初めて「量的・質的金融緩和」を導入した時のような長期金利の乱高下には注意が必要と考えます。

## 【今後の運用方針】

当ファンドにおきましては、今後も残存0年～15年までの残存1年毎の組入比率がほぼ均等となるようなラダー型ポートフォリオの構築を続ける方針です。ただ、上述のようにポートフォリオの利回りは低下しており、将来的に獲得できるインカム収入は減少しています。一方で、日銀は今後必要に応じてマイナス金利の水準を引き下げることが明言しており、わが国の構造的な低インフレ環境が短期的に改善しづらいことを考慮すると、さらなる利下げが行われることも想定されます。

これまで市場参加者の間でも長期金利がマイナスとなることはほとんど想定されていませんでしたが、今回のマイナス金利の導入により、長期金利についての常識的な水準感は喪失した状況となっており、長期金利にさらなる低下余地が生じたと考えることもできます。先に述べましたように、日本国債の需給は基本的にひっ迫した状態が続きますので、10年国債利回りが一時的にマイナスとなることも十分に視野に入ると考えております。今後、当ファンドの基準価額の動きは、インカム収入の積み上げによって上昇する部分よりも、金利変動によるキャピタル損益に左右される部分が大きくなるものと想定されます。

今後も信託財産の運用に最大限努力する所存でございます。引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。

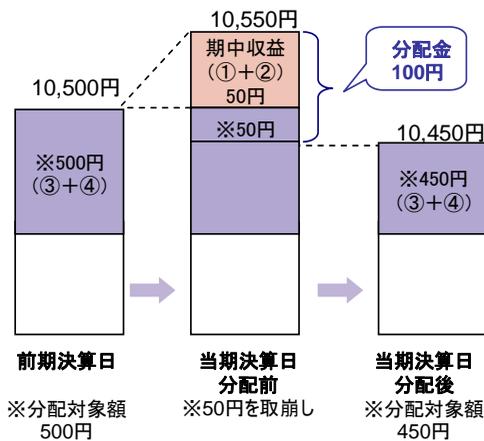
投資信託で分配金が支払われるイメージ



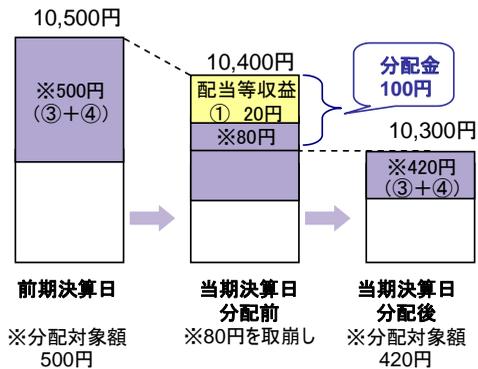
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



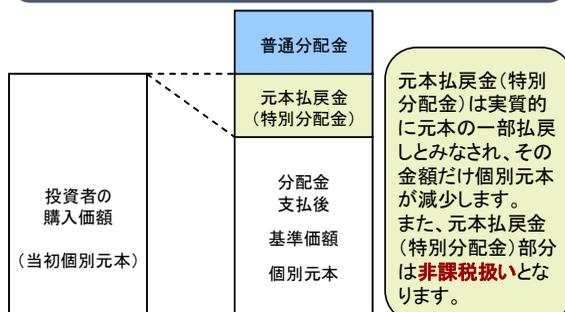
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



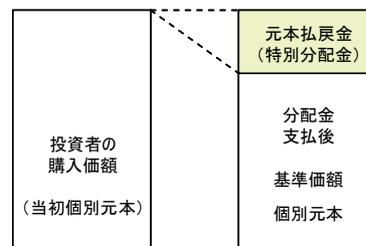
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

### ファンドの目的・特色

#### ファンドの目的

- わが国の国債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

#### ファンドの特色

1. わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行いません。
    - 原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。このような運用手法を等金額投資(ラダー型運用)といいます。
    - 等金額投資(ラダー型運用)について  
債券の残存期間ごとに等金額の投資を行ない、常にラダー(はしご)の形の満期構成になるようにする運用手法です。
  2. 毎月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
  3. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。
    - マザーファンドは、「ダイワ日本国債マザーファンド」です。
- ※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

### 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

## ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)1.08%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	<p>年率 0.756% (税抜 0.7%) 以内</p> <p>前記の運用管理費用(年率)は、毎期、前計算期間終了日における新発 10 年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発 10 年国債の利回りが</p> <p>イ. 2%未満の場合 …………… 年率 0.324%(税抜 0.3%) ロ. 2%以上 3%未満の場合 …… 年率 0.432%(税抜 0.4%) ハ. 3%以上 4%未満の場合 …… 年率 0.540%(税抜 0.5%) ニ. 4%以上 5%未満の場合 …… 年率 0.648%(税抜 0.6%) ホ. 5%以上の場合 …………… 年率 0.756%(税抜 0.7%)</p>	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

**大和投資信託**

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○		
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第622号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○		
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○			
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○		
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第19号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○		
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○		
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第52号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○		

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

## ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第48号	○	○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○		
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○		
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○		
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○		○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○		
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○		○	○
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○			
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○		○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第197号	○			
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

## ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○		○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○		○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

**金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。**

## むさし証券の概要

商号等：むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

### リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等に当たっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

### 手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示していません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

**【広告審査済】**